

8 監 査 第 8 2 号  
令和 8 年 6 月 2 5 日

請求人（略） 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 弘

同 山 本 浩 史

同 中 根 義 高

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和8年4月27日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和8年4月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書、同年5月21日付けで提出された愛知県職員措置請求書訂正申立書、同年6月5日に追加で提出された事実証明書並びに同月8日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事（以下「知事」という。）

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県知事は、令和7年10月4日、5日に開催された高浜おまん和祭り際に、高浜市観光協会、高浜地区氏子委員会及び高浜おまん和祭り保存会（以下、これら3つの会を併せて「本件協会ら」ということがある。）が、同月2日から5日までの4日間、県道に掲げた20本の「高浜おまん和祭り」と記載のあるのぼり旗（以下「本件のぼり旗」という。）の道路占用料相当額について、支払いを請求する義務を怠っている。

#### 3 上記の行為が違法・不当である理由

道路法（昭和27年法律第180号）において、旗ざおを設置して道路を占用する場合、道路管理者の許可を受けなければならないが、県道に掲げられていた本件のぼり旗については、道路占用許可が出ておらず、道路占用料も徴収されていなかった。

#### 4 請求する措置

知事は、本件協会らに対し、道路占用料相当額1,760円（1本22円×20本×4日）の支払いを請求すること。

### 第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査対象事項

令和7年10月4日、5日に開催された高浜おまん和祭り際に、本件協会らが、県道に掲げた本件のぼり旗の道路占用料相当額について、知事が支払いを請求する義務を怠る事実等。

#### 2 監査対象機関

建設局道路維持課及び知立建設事務所

### 第3 監査結果

#### 1 認定した事実

##### (1) 道路の占用の許可に係る法令の規定

道路占用許可について、道路法第32条第1項は、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定し、同項第7号において、「前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの」とし、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号において、「旗ざお」を規定している。

##### (2) 道路占用許可基準

道路法第33条第1項は、「道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。」と規定しており、愛知県では道路占用許可基準（昭和53年4月5日付け53道維第145号土木部長通知）を設け、「旗ざお」について、次のとおり定めている。

##### ア 許可の方針

全市町村あるいは地区的な祭礼、縁日、催物等で短時日のもの又は交通安全の啓蒙に資する目的で、交通安全協会（警察署）が設置するものだけに認めることができる。

##### イ 許可基準

(ア) 歩道を有する道路にあつては、歩道上の民地側に接した場所（国又は地方公共団体が設置する場合は民地側の防護柵の外側への設置も可）とする。ただし、歩道幅員が2.5メートル未満の場合には、認めないこと。

(イ) 歩道を有しない道路にあつては、法敷上とする。

(ウ) 信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所及び交差点、曲り角等で見とおしを妨げる場所には設置しないこと。

(エ) 旗の大きさは、原則として縦1.8メートル以下、横0.5メートル以下とすること。

(オ) 形状、色彩等は信号機又は道路標識に類似したものでないこと。

(カ) 相当強度の風雨に耐えるもので、倒壊、はく離、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。

##### ウ 許可期間

祭礼、縁日、催物等においては、原則 1 週間以内

(3) 道路の占用料に係る法令及び条例の規定

道路の占用料について、道路法第39条第 1 項は、「道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。」とし、この規定に基づく占用料は、都道府県道に係るものにあつては道路管理者である都道府県の収入となる（道路法施行令第19条の 3 第 1 項）。

また、占用料の額について、道路法第39条第 2 項は、「道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」としており、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第 8 号）では、道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件である旗ざお（祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの）を高浜市の区域に設置する場合の占用料の額を、1 本 1 日につき22円と定めている。

(4) 当時の状況

知立建設事務所は、「春日町おまん和祭り実行委員」（以下「実行委員」という。）から、令和 7 年 8 月 22 日付けで「路上における作業届」（以下「作業届」という。）と題する書面の提出を受けた。同書面は、同年 10 月 4 日、5 日に高浜おまん和祭りを実施するために交通規制等をするを理由として提出されたものであった。

知立建設事務所によれば、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定により、道路における祭礼行事など交通に影響を与える行為を行う際に警察署長の許可を受ける必要がある場合には、知立建設事務所に対しても作業届を提出してもらうこととしているとのことであつた。

同年 10 月 3 日、県道上にのぼり旗が立っている旨の通報を受けた知立建設事務所は、のぼり旗の設置者が不明なため、作業届を提出した実行委員に対して、のぼり旗の設置状況を確認するための連絡を同日にし、連絡を受けた実行委員は、県道上に設置されていたのぼり旗の写真を知立建設事務所に対して同月 6 日に送付した。

なお、知立建設事務所によれば、上記の通報があつた際には、のぼり旗の設置は占有に当たらないという認識であつたため、道路占有許可申請を求めず、道路占有料の徴収は行わなかつたとのことであつた。

(5) 請求人の主張

請求人は令和 8 年 6 月 8 日に実施した陳述において、①高浜おまん和祭りの開催に際し、のぼり旗が設置されたのを確認したのは令和 7 年度が初めてであつたこと、②知立建設事務所にお問い合わせしたところ、道路占有を許可している旨、回答されるなど事実と異なる説明があつたこと、③法令に従い正確に手続が行われないと県民が不利益を被る可能性があること、などを述べて適正な指導を求めるとともに、占用料徴収の必要性を主張した。

(6) 本件のぼり旗に係る道路占用料相当額の算定及び徴収

令和8年6月18日、知事から監査委員に対し、本件のぼり旗に係る道路占用料相当額の算定及び徴収について以下のとおり申出があり、監査委員は、関係書類に基づき当該申出が事実であることを確認した。

ア 道路維持課及び知立建設事務所は、本件住民監査請求により、本件のぼり旗に係る道路占用許可の必要性の有無について、改めて検討した結果、のぼり旗は、道路法における「継続して道路を使用」する場合に該当し、道路を占有していたと認められることから、法令等の道路占用許可に係る手続が必要であると判断し、対応を是正することとした。

イ 令和8年6月9日から18日までにおいて、知立建設事務所が高浜おまんと祭り保存会（以下「保存会」という。）の会長に対して聴取したところ、保存会は、本件のぼり旗の設置を含む高浜おまんと祭りの広報活動等の役割を担ったとのことであった。

ウ 知立建設事務所は保存会の会長に対して、三河高浜駅から春日神社に向かう県道において、権限なく占有した本数が20本であること、設置期間が令和7年10月2日から同月6日までであることを認定した上で、道路占用料相当額の2,200円（22円×20本×5日）を徴収することを決定し、納入通知書を交付するとともに、今後道路区域内にのぼり旗を設置する場合は必ず道路占用許可申請をすることを確認した。

エ 保存会の会長は、道路占用料相当額の2,200円（22円×20本×5日）を令和8年6月18日までに愛知県に納付した。

2 判断

請求人は、知事が本件協会らに対し、令和7年10月2日から5日までの4日間、本件県道に掲げた本件のぼり旗の道路占用料相当額1,760円（1本22円×20本×4日）を請求することを求めているが、上記1(6)のとおり、知立建設事務所は保存会の会長に対して道路占用料相当額を請求し、その結果として請求人が求める道路占用料相当額を含む2,200円（22円×20本×5日）が愛知県に納付されたことが認められる。

行政に携わる職員としては、法令等の趣旨を十分に理解し、適正かつ公平に業務を遂行すべきであることは言うまでもないが、住民監査請求の制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法、不当な行為を行政内部で自主的に予防し、是正し又は損失・損害の補填をさせて違法、不当な状態を除去させようとするところに意義があるとされているところ、当該請求・納付により損失・損害を補填させるという請求人の目的は既に達成されたことになったと判断せざるを得ない。

#### 第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠くことになったため却下する。